（改正前国共済法による職域加算額に係る平成六年改正法等の規定の読替え）

第十三条　改正前国共済法による職域加算額に係る国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十八号。以下「平成六年改正法」という。）附則第八条並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十一条、第十二条第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項並びに第十二条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成六年改正法附則第八条第一項	国家公務員共済組合法	なお効力を有する改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員等の退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十四号）第六条の規定による読替え後のものとする。次項及び第三項において同じ。）
	国家公務員共済組合法	法第七十七条第一項及び第二項
	障害共済年金	法による年金である給付の額
平成六年改正法附則第八条第二項及び第三項	国家公務員共済組合法	なお効力を有する改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員等の退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十四号）第六条の規定による読替え後のものとする。次項及び第三項において同じ。）
	障害共済年金	旧職域加算障害給付
平成十二年改正法附則第十一条第一項	国家公務員共済組合法	なお効力を有する改正前国共済法
	障害共済年金	旧職域加算障害給付
	の障害共済年金	の旧職域加算障害給付
平成十二年改正法附則第十一条第二項	国家公務員共済組合法	、なお効力を有する改正前国共済法（平成二十四年一元化法第三十六条第一項、第三項又は第五項の規定によりなお効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員等の退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十四号）第六条、第七十七条第一項及び第二項の規定にあっては、これらの規定により読み替えられた規定。以下同じ。）第七十七条
	障害共済年金	法による年金である給付の額
平成十二年改正法附則第十一条第三項	国家公務員共済組合法	、法
	障害共済年金	、法第七十七条第一項及び第二項
平成十二年改正法附則第十一条第四項	国家公務員共済組合法	から第三項まで
	障害共済年金	附則第十二条の四の二第二項及び第三項（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項並びに法

附則第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項		昭和六十年改正法附則第三十六条第二項において「その例による場合を含む。）
	組合員期間	第七十七条第一項及び第二項
平成十二年改正法附則第十一条第一項第一号	組合員期間	旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定（平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定をいう。）による改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧国共済施行日前期間」という。）第七十七条第二項
	第七十七条第一項及び第二項	旧国共済施行日前期間
平成十二年改正法附則第十一条第二項	組合員期間	第七十七条第二項
	第七十七条第一項及び第二項	旧国共済施行日前期間
	から第三項まで並びに附則第十二条の四の二第二項及び第三項	及び第三項
平成十二年改正法附則第十一条	、法	、なお効力を有する改正前国共済法
平成十二年改正法附則第十一条第三項	第七十二条の二	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十四号）第六条の規定による改正前の第七十二条の二
平成十二年改正法附則第十一条第四項	法第七十二条の二第一項	なお効力を有する改正前国共済法第七十二条の二
	組合員期間の計算	旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）を合算した期間をいう。以下同じ。）の計算